

業庫第54号(例)
2022年10月20日

預 金 店 御 中

日本銀行業務局

「日本銀行預金取扱手続」の一部改正に関する件

規程整備の観点から、標題規程(昭和39年11月17日付国丙第165号)の一部を別紙のとおり改正し、2022年11月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正は、日本銀行業務オンラインの「ご利用案内(マニュアル等)」に掲載の「BOJ-Info サブシステム・業務オンラインに関するQ&A【預金店関連】」中、No. 1およびNo. 2に記載の事項を明記するものです。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
03-3279-1111(代表)
荒川(内線:3328)、猪俣(3334)

「日本銀行預金取扱手続」中一部改正

- 6. (注)を横線のとおり改める。

(注) 国庫金内訳書および国庫送金内訳書は、受払がない場合にはでも作成添付を要しないする。

- 書式第4号の備考を横線のとおり改める。

備考

1. 国庫金については、国庫金事務および国債事務の取扱による現金の受払額（所属代理店扱歳入金等のうち払込店で取まとめた分の受入額を除く。）を記入する。
2. 受払がない場合にも、すべての欄に必ず記入する（「国庫金・受」等の金額を記入する欄には「0」と記入する。）。

- 書式第5号（1）の備考を横線のとおり改める。

備考

1. 「受」については国庫金の受入額（所属代理店扱歳入金等のうち、自行庫の払込店で取まとめた分の受入額を除く。）を記入する。
2. 受払がない場合にも、次の欄は必ず記入する。
 - ・作成日付
 - ・代理店受払日付（日本銀行預金収支毎日報告表における国庫金の取扱日と同じ日付を記入する。）
 - ・金融機関コード
 - ・受・合計（「0」と記入する。）
 - ・払・合計（「0」と記入する。）

- 書式第5号（2）の末尾に次の備考を加える。

備考

受払がない場合にも、次の欄は必ず記入する。

- ・ 作成日付
- ・ 代理店受払日付（日本銀行預金収支毎日報告表における国庫送金の取扱日と同じ日付を記入する。）
- ・ 金融機関コード
- ・ 受・合計（「0」と記入する。）
- ・ 払・合計（「0」と記入する。）

○ 書式第6号の備考を横線のとおり改める。

備考

1. 略（不変）
2. 本日給与等前渡額の欄および本日支払見込額の欄は、追加または最終の報告の場合には、朝における報告からの追加額ではなく、累計額を記入する。
3. 預入、引出等の見込額の欄（預入額、引出額および差額の各欄）は、報告区分がいずれの場合でも、必ず記入する（預入額については預入が発生しない場合、引出額については引出が発生しない場合、差額については千円未満の場合には、「0」と記入する。）。